

取引先企業との間における誓約書徴収の取扱い

2020年4月1日

事務局長決済

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、愛知工科大学並びに愛知工科大学自動車短期大学と取引先企業との間における誓約書徴収に係る必要事項として、下記のとおり定める。

記

1. 誓約書の提出

研究費支出において

- ① 過去3年間で30回を超える取引実績があること
- ② 各会計年度の取引額が100万円以上であること
- ③ 提出回数は1企業1回とする
- ④ 「誓約書」は、別紙様式のとおりとする

ガイドラインの改正や本学の諸規則等の見直しを行った際には、改めて提出を求める場合がある。なお、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

2. 適用除外

次の項目に該当する取引企業については、誓約書の提出を求めない。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ② 学校法人
- ③ 外国企業等
- ④ 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者
- ⑤ 会計監査法人、弁護士、税理士、社会保険労務士等
- ⑥ その他、本学が提出の必要がないと判断したもの

3. その他

研究費の不正使用に関し、学外の業者等が取引に関与したと認定された場合、当該業者に対して取引停止等の措置を講じるものとする。

附則

この取扱いは、2020年4月1日より実施する。

附則

この取扱いは、2022年4月1日より実施する。